

個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて

【1つめの柱】 データの安全・安心・品質

①「国際データ流通網」の実現 ～「データ」を安全・安心に、自由に活用できる国際的な環境を作る～

40. デジタル時代の競争力の源泉であり、「21世紀の石油」と呼ばれているデータは、特定の国が抱え込むのではなく、プライバシーやセキュリティ・知的財産などのデータの安全を確保しながら、原則として国内外において自由に流通することが必要である。そのため、平成31年1月に開催されたダボス会議において、安倍総理は「データ・フリーフロー・ウィズ・トラスト(DFFT)」のコンセプトを世界に発信した。
41. これは、プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す、というコンセプトである。このコンセプトの実現を図るため、日本が議長国を務めるG20などの場を活用し、各国の共通認識を醸成する。
42. DFFTのコンセプトに基づく「国際データ流通網」を広げていくことを目的として、より多くの国との間で、デジタル貿易ルールの形成等を促進することが求められる。そのため、平成31年1月に開催されたWTOの電子商取引に関する非公式閣僚会合において発出された電子商取引の貿易関連の側面に関するWTO交渉開始の意思を確認する共同声明には、日本、米国、EU、中国等を含む77のWTO加盟国が参加。今後、早期の交渉妥結に向け、共同議長国として日本がWTOにおける議論の加速化に積極的に貢献する。また、経済連携交渉やCPTPP加盟国・地域の拡大の機会を捉えて電子商取引に関するルールを世界に広げていく。
43. 個人情報については、平成31年1月、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み(「十分性認定」)が発効し、日EUの間でデータが安全かつ円滑に流通する世界最大の地域が創出された。また、APECにおいては、「越境プライバシー・ルール・システム(CBPR)」が導入されており、参加エコノミーが拡大しているところである。DFFT構想を実現する一環として、こうした世界レベルでの個人情報保護ルール・メイキングの現状を踏まえて、国際会議や二国間の枠組み等を活用し、個人情報保護ルールの相互運用を実現するための各国の個人情報保護当局間の対話を進める。また、日本が国際的な相互運用を主導すべく、窓口となる個人情報保護委員会の体制強化を図る。

②個人情報の安全性確保

～個人情報の保護を図りつつデータを活用しやすい環境を整備する～

44. 平成 27 年に改正が行われた個人情報保護法においては、3 年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、個人情報保護法の見直しを行うこととされており、個人情報保護委員会では、変化の早いデジタル技術やプラットフォーム型ビジネスの拡大、また、それに伴う個人情報の漏洩などのリスクの拡大や GDPR に代表されるデータ規制や議論の多様化、などの状況等を踏まえて、本年 1 月より見直しに向けた議論に着手した。
45. 本年 4 月 26 日に公表した中間整理においては、「個人情報に関する個人の権利の在り方」、「漏洩報告の在り方」、「個人情報保護のための事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」、「データ利活用に関する施策の在り方」、「ペナルティの在り方」、「法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方」などの視点から検討を行い、それぞれの項目についての考え方を提示している。
46. 同中間整理においては、個人情報の漏洩や、いわゆる名簿屋対策など、国民の個人情報の保護の更なる強化の側面と合わせて、進展の早いデジタル技術を活用したサービス等の現状に鑑み、パーソナルデータを活用したイノベーションを阻害しないバランスのとれた制度とする必要がある点も踏まえ、今後、更に広く意見を聞いて検討を進めることとしている。また、外国事業者とのイコール・フットイングを確保する観点から、法の域外適用の在り方については、現行法に基づく指導・助言又は勧告を行っても改善がなされない事案はないという実態を踏まえつつ、課徴金制度の導入や国内取得個人情報の国内サーバー保存義務付けなどを求める意見があることも念頭に、各国の主権や他の国内法との関係整理を行い、検討を深めていくこととしている。さらに、個人データの越境移転の機会が広がる中で、国や地域における制度の相違に伴うリスクへの対応について、実態を見極めた上で、検討を深めていくこととしている。
47. 今後、産業界等からの更なる意見聴取を行うとともに、本中間整理に対するパブリックコメントを通じて寄せられた意見やステークホルダーからの多様な意見を踏まえながら、国内における個人情報保護を更に確実なものとすると同時に、パーソナルデータを活用したイノベーションを促進する観点も踏まえ、また、国内事業者と海外事業者のイコール・フットイングを確保するための域外適用やペナルティの在り方、越境移転に伴うリスクへの対応を含め、個人情報保護法の運用と制度の見直しにかかる検討を進め、令和 2 年早期の国会提出を目指す。

1. 中間整理取りまとめの背景

- 個人情報保護法の改正法附則において3年ごとの見直しが求められている。
- これを踏まえ、本年1月28日より、個人情報保護委員会において、幅広い観点から、実態の把握、議論の整理等を進めてきたところ。
- 4月25日、これまでの検討の結果として中間整理を取りまとめ。その後5月27日まで広く意見を公募。（提出意見525件）

2. 今後の進め方

- 募集された意見や、研究者等の有識者からのヒアリング、中間整理で更なる事実の把握等が求められた事項等を踏まえ、委員会における検討を継続。
- 次期通常国会に関連法案の提出を目指す。

(参考) 改正法附則における3年ごとの見直しに関する規定 (抜粋)

(検討)

第十二条

1 (略)

2 政府は、この法律の施行後三年を目途として、個人情報保護に関する基本方針の策定及び推進その他の個人情報保護委員会の所掌事務について、これを実効的に行うために必要な人的体制の整備、財源の確保その他の措置の状況を勘案し、その改善について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4～6 (略)

中間整理の概要

中間整理における4つの視点

- 「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること
- 技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡る
こと
- 国際的な制度調和や連携に配慮すること
- 海外事業者によるサービスの利用や、個人情報扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

なお、個人情報を巡っては、技術的側面、社会的側面において急激な変化が進展しその傾向が続くと見込まれることから、

- 可能な限り様々なリスクに備える
- 新たな産業の創出などを促進する観点から、事業者による事業等の実態に即した自主的取組を活かす

ことが、制度を見直す上では重要。

いわゆる3年ごとに見直しに係る検討の中間整理（概要）

- 個人情報保護法の「いわゆる3年ごとの見直し」を見据え、本年1月より、個人情報保護委員会において、実態把握や議論整理等を行い、中間整理を公表し（4月）、パブリックコメントを実施（525件の意見提出）。
- 個人情報保護とイノベーションを促進する観点とのバランスを考慮しつつ、国内外の事業者のイコール・フットイングを確保するための対応等を含めて検討を進め、令和2年早期の法案提出を目指す。

「中間整理」で示した論点と検討の方向性（概要）

1	個人の権利の在り方	● 事業者負担など多面的な検討に留意しつつ、 利用停止等 （事業者等に対する個人情報の削除・利用停止請求）に関して個人の権利を広げる方法などの検討。
2	漏洩報告の在り方	● 漏洩報告の義務化と軽減措置の在り方 の検討（現行は努力義務）
3	個人情報保護のための自主的な取組	● 「 認定個人情報保護団体制度 」の機能と役割の 拡充 などによる、民間の自主的な取組を促進する仕組の検討。
4	データ利活用に関する施策の在り方	● イノベーションを促進する観点から、より柔軟なパーソナルデータの利活用方法の検討（ 個人情報と匿名加工情報制度の中間的な規律 の必要性） など。
5	ペナルティの在り方	● 現行のペナルティ （最大1年以下の懲役又は50万円以下の罰金） では実効性が不十分 との議論と、 事業者に対する萎縮効果 なども踏まえ、適切な在り方を検討。
6	法の域外適用（イコール・フットイングの確保）・越境移転の在り方	● 外国事業者に対する 法執行の域外適用・執行手法について、各国主権との関係整理の視点なども含めて検討 （現行では外国事業者に対する「報告徴収・立入検査」や「命令」は規定されていない）。 ● 個人データの保護と円滑な流通に向けた 国際的な枠組み構築を主導 するとともに、 越境移転にかかる課題 （外国政府による個人データへのアクセスや過度なローカライゼーション）への対応検討。